

総務委員会資料

平成28年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第172号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年11月25日

総務企画局

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。) (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。) (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p>

改正後	改正前
<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(省略)</p>	<p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(省略)</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項</u>又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(省略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(省略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>(略)</p>	<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。 (旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p> <p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の日前に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p> <p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。 (県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)</p>	<p>(川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)</p> <p>2 川崎市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年川崎市条例第52号。以下「旧育児休業条例」という。）は、廃止する。 (旧育児休業条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている女子職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなす。</p> <p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に女子職員が行った旧育児休業条例の規定による施行日以後の期間に係る育児休業の許可の申請又は施行日以後の期間に係る育児休業の期間の延長の申請は、それぞれ育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求又は育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求とみなす。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に旧育児休業条例の規定により育児休業の許可が効力を停止している職員については、当該許可は育児休業法第2条の規定による育児休業の承認とみなし、当該承認は、育児休業法の施行の日において育児休業法第5条第1項の規定によりその効力を失うものとする。</p> <p>6 旧育児休業条例の規定により女子職員がした育児休業で育児休業法の施行の日前に終了したものは、育児休業法第2条第1項ただし書に規定する育児休業に含まれるものとする。</p> <p>7 附則第6項の規定の適用を受けて育児休業をしている女子職員には、当該育児休業の期間中、第5条の規定は適用しない。</p> <p>8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）又は旧育児休業条例に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。</p>
<p>9 平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）の前日において、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を</p>	

改正後	改正前
<p>受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>10 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>9 この条例に定めるもののほか、育児休業等をした職員の給与等の取扱いに関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>